

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 4 月 6 日
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 せつ子
【本店の所在の場所】	東京都江東区青海二丁目 5 番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 小野寺 純
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区青海二丁目 5 番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 小野寺 純
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年3月25日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに設けるものであります。

株主総会資料について書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。

現行会社法に基づく株主総会参考書類等のみなし提供に関する規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

橋本せつ子、小野寺純及び大江田憲治を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。なお、大江田憲治は社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)であります。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損金を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損の填補に充当するものであります。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2021年12月31日現在の資本金の額4,548,657,258円を3,528,238,170円減少して1,020,419,088円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年5月3日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2021年12月31日現在の資本準備金の額1,770,454,179円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年5月3日

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金5,298,692,349円的全額を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,298,692,349円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,298,692,349円

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	61,077	4,265	-	（注）1	可決 93.07
第2号議案					
橋本 せつ子	59,419	5,933	-	（注）2	可決 90.53
小野寺 純	59,996	5,356	-		可決 91.40
大江田 憲治	59,810	5,542	-		可決 91.12
第3号議案	59,452	5,898	-	（注）3	可決 90.58

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上